

保安教育計画予定書

保安教育の内容並びに方法および時期の大要は、次のとおりとする。

- 1 保安教育の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保安意識の高揚に関すること。
 - (2) 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
 - (3) 火薬類一般の性質の大要に関すること。
 - (4) 火薬類の貯蔵上の取扱の技術上の基準に関すること。
〔競技用紙雷管の貯蔵上の取扱の技術上の基準に関すること。〕
 - (5) 火薬庫の構造、位置および設備の技術上の基準に関すること。
〔庫外貯蔵場所の構造、位置および設備の技術上の基準に関すること。〕
 - (6) 危険時における応急措置および避難方法の全般に関すること。
 - (7) 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。
〔競技用紙雷管の性質の詳細に関すること。〕
 - (8) 販売台帳または火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。
〔販売台帳の記載に関すること。〕
 - (9) 上記(4)から(6)まで及び(8)に掲げること以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。
 - (10) 上記(3)から(9)までに掲げることのほか、火薬類の販売および貯蔵並びにこれらに付随する取扱に関する保安管理技術に関すること。
- 2 保安教育の方法および時期は、次のとおりとする。
 - (1) 保安教育は、火薬類取扱保安責任者または火薬類の販売もしくは貯蔵あるいはこれらに付随する取扱に係る保安について十分な知識および経験を有する者が行う。
 - (2) 保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう適当な時期をおいて反復して行う。
 - (3) 未熟練従業者に対しては、上記(2)によるほか、その者が当該販売作業またはこれに付随する取扱に従事する前に保安教育を行う。

(注) 保安教育の内容中(4)、(5)、(7)、(8)の〔 〕内の部分については、競技用紙雷管のみの販売に係るものである。